

月刊福祉

12

DECEMBER

Monthly
Welfare
2016

特 集

ともに生き認め合う社会

—障害者差別解消法を活かそう



福祉避難所の現状と展望

鈴木 秀洋
日本大学危機管理学部
准教授

すずき・ひでひろ▶日本集団災害医学
会、警察政策学会所属。法務博士（専門
職）。専門は、行政法・地方自治法・災
害と法、保育士（神奈川）。前文京区危
機管理課長、男女協働・子ども家庭支援
センター課長等を経て現職。共著に「こ
れからの自治体職員のための実践コンブ
ライアンス」等。現在ダブルケア中。

災害時の居場所

地震等の災害が起きた後、果たして、どう身を守るのか。

近所の学校の体育館などでは、しばらく過ごすとの漠としたイメージを有する人がいまだ多いようである。自宅が全壊し、電気・ガス・水道などのライフラインが止まる、転倒等で医療が必要な状態であるなど、自宅では危険な場合があるからだろう。

では、避難所は安全か。避難所での生きづらさがあるなど、自宅では危険な場合があるからだろう。

そもそも、乳幼児や高齢者にとっては、避難所にたどり着くまでが大変である。やつと、たどり着いても、手すりなし、ヘルパーなしでの歩行やトイレはつらい。

この点については、緊急かつ一時的だから我慢すべきとの反論があるう。しかし、阪神・淡路大震災から熊本地震までを経験した私たち

は、避難所生活が計画よりもずっと長引くのが通例だと知っている。避難所で起き得ること寝食のための場所取り。生活物資の入手やトイレ利用のため、並び続ける必要。家族の介護があるにもかかわらず、避難所の清掃

前述の状況へのひとつの対策が「福祉避難所」である。高齢者、障害のある人、乳幼児そのほかの特に配慮を要する者（要配慮者）に対して、標準型とは別の避難所を用意して、命を守ろうという制度設計となっている。

福祉避難所拡充のために

熊本の震災対策

2016（平成28）年4月に発生した熊本地震では、「福祉避難所自体が被災し開設できなかつた」「職員が被災し支援者が不足した」「想定外の避難者増により、

行政として・住民として

本来想定した人の受け入れが困難となつた」などの理由により福祉

避難所は期待された役割を果たしえなかつたようだ（被災直後の4月15日・16日は5人から12人程度の受け入れのみとの報道）。

確かに、計画上、熊本市は、平成24年度から176の民間施設で1700人の受け入れを可能とした。また、熊本県は同年、福祉避難所等に災害派遣福祉・介護チーム「DCAT」を市町村の依頼がなくとも派遣するとの制度を全国に先駆けてつくっていた。それがにもかかわらずの結果である（183施設延べ640人チームメンバー登録）。

協定のその先へ
では何が必要だったのか、具体的な提言を述べる。
第1は、福祉避難所を第1次避難所とすることである。現状では「①一般の避難所に集合→②利

用者申出→③保健師等による判定

第2に、受け入れ側の限界を

↓④福祉避難所に搬送」という流れとなつていている。しかし、人手が不足し、混乱した避難所で、隨時この判断と搬送を繰り返すことは困難である。そのため行政は、①事前に地域ごとに福祉避難所とその利用者を決めておく（高齢化率・病院の有無、障害・介護認定割合等をもとに地区割作成）→②福祉避難所利用者の要件を明示・周知し、該当者に通知しておく→③同行支援者の要否・有無等（ルート含む）を確認（地域臨時巡回バス・タクシー等の手段確保等）→④福祉避難所への到着確認訓練を行い、課題の顕在化と改善を行う。平時こそ備えである。

この点については、手間がかかりすぎるとの反論がある。しかし、真に命を救うなら、必要な手間である。災害時の混乱したなかで従来の運用に任せてよいものではない。